### 立案の現場から



#### 局として統一的な方針で対応

- 中司 法制局での仕事は、時として政治的、社会的な事件に大きく 左右されます。令和4年7月に生じた元首相銃撃事件を契機 とする特定の宗教団体をめぐる問題は、その年の臨時会(第 210回国会)の一大争点になりましたね。
- 吉田 多額の寄附、マインドコントロール、虐待など各種の法的課題について、政党や議員からは、当初、各課題を所管する課ごとに検討の依頼がありました。しかし、各課が個別に立案作業を行えば、議員や政党が真に望む広い視野を踏まえた政策を提示することが困難になります。そこで、関係する課が議員・政党からの了解を得て情報を共有し、各課題を丁寧に分析した上で、幹部の統括の下、局として統一的な方針で対応しました。
- 片山 この方針の下、今回の案件は、厚生担当、文部科学担当、消費者担当という3課が協働したほか、担当外の課の助力も得て、案件に取り組みました。
- 吉田 これは、縦割りを基本とする各府省にはない柔軟な業務の進め方だと思います。一つの課に業務を集中させないという意味でも、「働き方改革」のトレンドに合致しますね。

#### 野党案の立案:憲法上の論点を含めた精緻な議論

- **中司** その後は野党案の立案へと移ります。特にどのような点に苦労されましたか。
- **片山** 野党案では、不当な寄附の抑止と被害の回復に焦点を当てた法案にするとの方針を定めた後、マインドコントロールの定義や被害回復のための特別のスキームなど、精緻な議論を連



#### 日行いました。

憲法に関わる論点として、個人の財産権(処分の自由)との関係には気をつかいました。表面的には自由な意思で行われた高額献金を、どこまで規制できるのかという問題ですね。

中司 私の課でも信教の自由や内心の自由について検討する必要があり、宗教法人だけでなく一般社団法人なども含めた 法人制度に関する資料を作成しました。

#### 与野党協議・与党修正案の立案:「フルサポート」

- **片山** 野党案提出後、世論の高まりを受け、4党による与野党協議 会の設置という極めて異例の動きとなりました。法制局は、野 党案を立案した事務方の立場で、会議に陪席していました。
- 中司 そして、12月に入ると、政府・与党も寄附規制のための政府 案を提出しました。
- **片山** 政府案の提出は、野党案が呼び水となったという見方もあります。政府案提出後、法制局は、政府案を批判的に検討する 野党の補佐を行いつつ、与党の補佐として、政府案に対する 修正案を立案することになりました。
- 中司 こうしてみると、今回の案件は、野党案の立案から与野党協 議を経て、政府案に対する修正案の立案に至るまで「フルサポート」でしたね。
- 吉田 世論の注目の下、政治的な駆け引きの中で、法制的な視点を提供して各党の補佐を行う。緊張も強いられますが、まさにこれが法制局の仕事の醍醐味ですね。管理職としては、こうした経験を若手職員の成長加速につなげていけるよう、目配りをするのが、大事な仕事です。

### 皆さんへのメッセージ

片山 最後に、このパンフレットをご覧になっている方々に。法制局での仕事は、"生の"政治の現場で、政治と法の橋渡しをする仕事です。管理職と若手職員との距離も近く、皆さんの成長を全力でバックアップできる環境にあります。私たちも、皆さんと一緒に成長していきたいと思っています。

## 衆議院法制局でしかできない仕事 ー「LGBT理解増進法」ー

性的マイノリティの方々も暮らしやすい社会をつくるための施策は、どのような考え方によって立つべきか?トランスジェンダー女性の方による女性用施設の利用などはどう在るべきなのか? — 令和5年に成立した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の立案過程で取り組むことが求められたのは、このような、教科書に「正解」のない課題です。

当然、国会議員の立場も様々で意見集約は容易ではなく、与野党のそれぞれから三つの法案が提出され、その後、与党提出の法案について、野党との協議を経て法案を修正して成立するという経過をたどることとなりました。これらの各法案、修正案の立案補佐を一手に担ったのが、私たち衆議院法制局です。文字どおり、連日連夜、粘り強く法律の成立に向けて奮闘する各依頼議員とひざ詰めて検討を行い、条文はもとより、説明の仕方の一言一句まで推敲を重ね、少しでも幅広い理解を得られるものとすべく奔走しました。

衆議院法制局は、立法府における法律のプロとして、法律という 国会のアウトプットそのものを扱う立場だからこそ、細部に至るまで



徹底して考え抜き、ダイナミックな政治の動きにも深く関わっていく ことができます。立法の現場に関わり、自身の力を発揮してみた い、そんな気概を持った皆さんと一緒に仕事ができる日を心待ち にしています。

# 国民のための憲法論議を支える ~緊急事態発生、そのとき国は

国会の憲法論議に関わる職務もまた、衆議院法制局の仕事の柱となる分野です。国会の憲法論議は各議院の憲法審査会が担っており、その論議は、政府への質疑が中心となる他の委員会とは異なり、議員間の討議が中心です。

そのような憲法審査会の議論を支える役割は、国会に置かれた補佐機関である憲法審査会事務局が担うこととされていますが、衆議院法制局は、この憲法審査会事務局に多数の職員を派遣して、全面的にこれをサポートしています。

ここでは、そのような職員の一人に、「緊急事態対応」の議論をサポートした経験を語ってもらいます。

皆さんは、来るべき大災害への備えができていますか?備えあれば憂いなしと言いますが、あらかじめ万全に備えておくことは難しいものです。そしてそれは、憲法も同じです。

もし、大災害で交通が遮断され、国会議員が国会に集まれなくなったら?もしそれが、衆議院の解散中だったら?どうしても国会が機能しないような最悪の事態が起こったら?

そのような緊急事態への対応を真剣に議論しているのが、憲法



審査会です。私は、現在その事務局に出向し、憲法論議の補佐をしています。

令和4年以降、審査会では緊急事態対応が中心テーマの一つになっています。新型コロナ対応のため各国がロックダウンを行ったように、緊急事態ではより強度の人権制限が必要となる場面が少なからずあります。これは、裏を返せば、権限濫用のおそれが高まるということでもあります。審査会では、国民を守るために緊急事態においても国会機能の維持が必要との認識は共有されていますが、そのための議員任期の延長や、より深刻な事態における内閣による立法機能の一時的な代替などについては、いかにして国家としての機能を維持しつつ権限濫用のリスクを減らすかという観点から立場が分かれ、白熱した議論が行われています。

論点が複雑かつ多岐にわたる中で、どの点で方向性が一致 し、どの点で更に議論が必要なのかを整理することは、議論を前 に進める上で非常に重要です。事務局では、法制局とともに、各 会派の主な意見を表にまとめる形で2回の論点整理を行い、議 論に供してきました。また、議論の土台としていただくため、緊急 事態についてまとめた資料も作成するなどしています。

緊急事態対応という究極の難問に対し、最終的にどのような結論を出すのか―それは、国会議員の先生方、ひいては国民の皆さんの判断によることになりますが、そのための議論をサポートできることに、日々やりがいを感じています。

8 9